

○ 「交通死亡事故多発警報・注意報」の運用について（通達）

令和2年5月1日付け交企甲達第52号、
交指甲達第34号、地甲達第53号
石川県警察本部長から部課署長あて

対号 令和元年12月3日付け交企甲達第127号、交指甲達第89号、地甲達第96号「交通死亡事故多発警報・注意報の運用について（通達）」

現在、見出しの件については、対号に基づき運用してきたところであるが、より効果的な運用を図るため、この度、一部見直しを行い、下記のとおり運用することとしたので、遺漏のないようにされたい。

なお、対号は廃止する。

記

1 発令の目的

一定期間内に交通死亡事故が多発した場合に、交通死亡事故多発警報・注意報を発令し、広く県民に交通死亡事故が連続発生していることを注意喚起するとともに、自治体、関係機関・団体等と連携した総合的かつ集中的な緊急対策を推進し、交通死亡事故の連続発生を抑止を図ることを目的とする。

2 警報等の発令者等

警報等の発令者、発令基準及び発令期間中の対策については、原則、別添「交通死亡事故多発警報・注意報発令基準」のとおりとする。

ただし、交通死亡事故の発生状況等を勘案し、発令基準にかかわらず、警報・注意報を発令することができるものとする。

3 警察署長の警報発令時における事前協議

警察署長は、交通死亡事故多発警報を発令するに際しては、警察本部交通企画課長と事前協議の上、発令することとする。

4 広報啓発の推進

交通死亡事故多発警報・注意報が発令された場合には、広く県民に交通死亡事故が連続発生していることを注意喚起するため、警察署、自治体庁舎前等にのぼり旗を掲出するなど効果的な広報啓発活動に努めること。

交通死亡事故多発警報・注意報発令基準

	発令者	交通死亡事故多発 警 報		交通死亡事故多発 注 意 報	
			発令期間中の対策		発令期間中の対策
警察署 高速隊	警察署長・ 高速隊長	管内で、7日間に 2件の交通死亡事故 が 発生した時	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 警察署、高速隊主催の「出動式」 ◇ 交通機動隊と連携した交通指導取締りの強化 ※ 高速道路は除く ◇ 赤ランプ街頭活動の強化 ◇ 「警報」のぼり旗の掲出 ◇ 各種広報活動の推進 ◇ 自治体等と連携した啓発など 	\	\
県下全域	警察本部長	県内で、10日間に 5件の交通死亡事故 が 発生した時	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 警察本部主催の「出動式」 ◇ 交通指導取締りの強化 ◇ 赤ランプ街頭活動の強化 ◇ 「警報」のぼり旗の掲出 ◇ 「道路情報板」表示 ◇ 各種広報活動の推進 ◇ 自治体、交通安全推進協議会等と連携した啓発など 	県内で、10日間に 4件の交通死亡事故 が 発生した時	<ul style="list-style-type: none"> ◇ 交通指導取締りの強化 ◇ 赤ランプ街頭活動の強化 ◇ 「注意報」のぼり旗の掲出 ◇ 「道路情報板」表示 ◇ 各種広報活動の推進 ◇ 自治体、交通安全推進協議会等と連携した啓発など

注1： 発令期間は、発令の日から7日間とする。

2： 発令期間中に交通死亡事故が発生した場合、延長措置等を踏まえて、個別に協議する。

3： 高速道路における交通死亡事故の発生は、住所地を管轄する警察署の件数から除く。

4： 「全国交通安全運動」及び「交通安全県民運動」期間中も、上記発令基準に従って運用するが、既に出動式を実施している場合、警報発令時の出動式は改めて実施しなくてもよい。

5： 「のぼり旗」は、警察署前、自治体庁舎前等において掲出すること。

□